

宮田地区防災計画

(案)

宮田区

令和 4 年 3 月

はじめに

宮田区自主防災会は、平成24年8月1日に結成され、9年を経過しました。この9年の間に、平成28年に熊本県で震度6を2回記録した「熊本地震」、平成30年に岡山県や広島県などに特別警報が発令され、倉敷市真備町などを中心に西日本で大きな被害が発生した「平成30年7月豪雨」など様々な災害が全国各地で発生し、各地で大きな被害をもたらしています。また、令和2年には今後30年以内での南海トラフ地震の発生確率が、70～80%に引き上げられました。和気町でも、最大震度6弱が想定されています。

このような状況の中、「自分の命は自分で守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という「自助」「共助」の考え方が重要になってきます。

宮田地区防災計画は、「自助」「共助」での取り組みを推進していくとともに、防災計画作成をきっかけとして、災害や防災に対する意識と知識を高めていただきたいと思います。

また、自主防災会の会長や役員が変わっても、防災の取組が継続できるようこの防災計画は随時更新を行ってください。

○宮田区の概要（令和4年4月1日現在）

人 口	6 5 4 人
世帯数	2 7 6 世帯

指定緊急避難場所：宮田コミュニティハウス

指定避難場所：本荘小学校
和気町役場

1. 目的

この計画は、宮田区自主防災会規約第9条に基づき、宮田区自主防災会における防災活動に必要な事項を定め、風水害、地震、その他の災害による人的、物的被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

2. 基本方針

和気町地域防災計画と同様に、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会経済活動への影響を最小限にとどめ、迅速な回復を図る「減災」の考え方を宮田区地区防災計画の基本方針とする。

3. 地区の特性

宮田区の地形は、ほとんど平地で、北側に一級河川吉井川水系の金剛川、南側にも吉井川水系の初瀬川が流れている。かつては地区内の多くの土地が農地として利用されていたが、現在は開発が進み、住宅地が多くなっている。地区内に田んぼもあるものの、農家はほとんどいない。

[過去の災害]

区内に河川は流れていないものの、大小の用水路が流れており、樋門の操作によっては、内水の上昇により住宅や農地の冠水が発生する恐れがある。実際に平成〇〇年の台風〇〇号の際には、農地の冠水が発生している。

また、区内に土砂災害警戒区域はないものの、大雨時には日室台区から流れてくる水路の流量が増え、たびたび道路の冠水等が発生している。



[今後想定される災害]

宮田地区は、北に金剛川、南に初瀬川が流れている。浸水想定は、計画規模降雨（L1）で1.0m～2.0m、想定最大規模降雨（L2）で5.

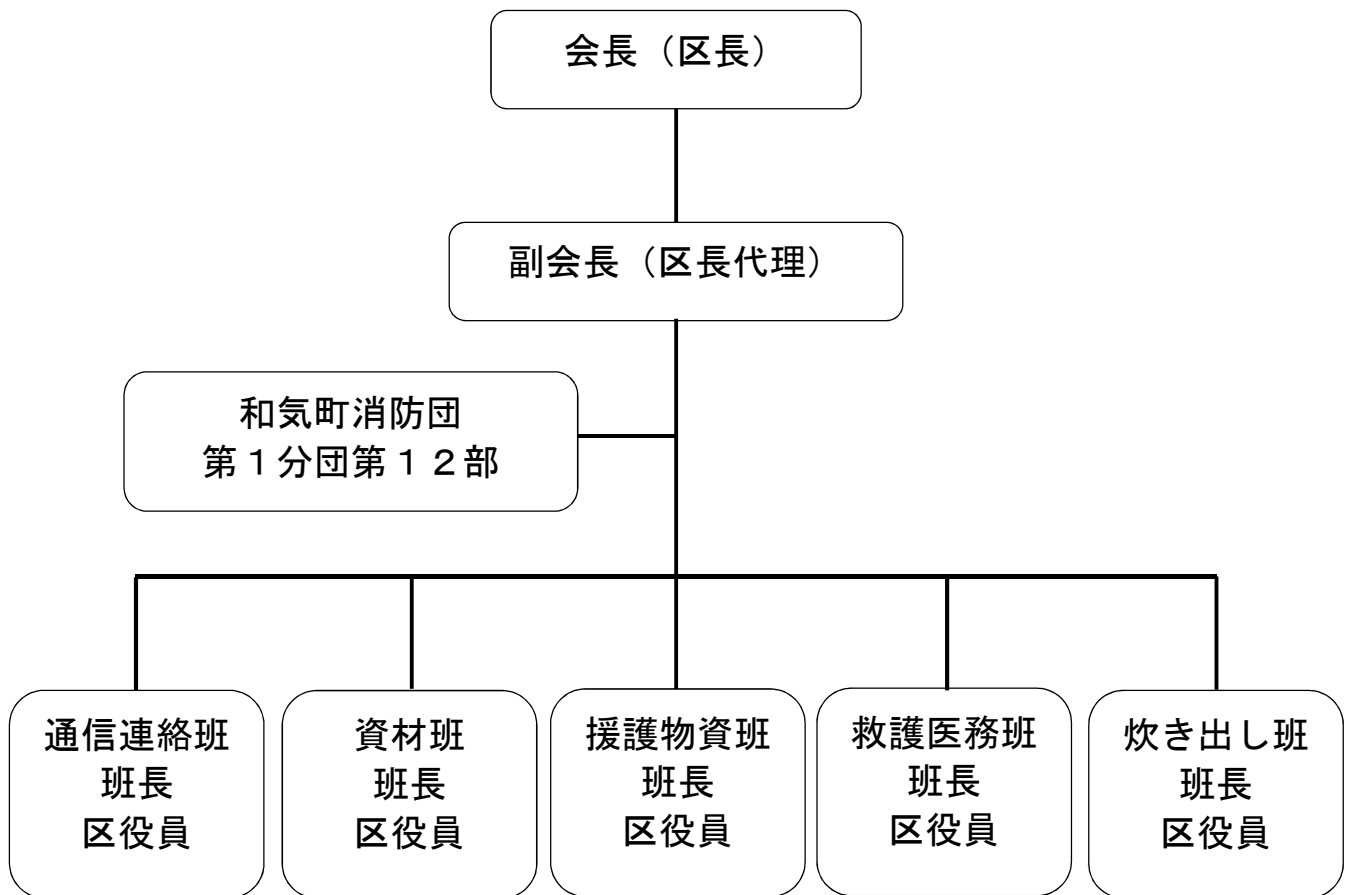
0 m～10.0 mが想定されている。

また、南海トラフ地震では、震度5強が想定されており、大きな被害が想定されている。

4. 宮田区の強み・弱み

強み
・消防団員が多い、消防団員・消防職員OBも多くいる。 ・看護師の方が多い。 ・山が無く土砂災害の危険性が少ない。 ・住民同士の距離が近く、コミュニティが良好。 ・平地のため、避難がしやすい。
弱み
・道路が狭いところが多い。 ・町営住宅には独居の方が多い。 ・過去に被災した経験が少ない。 ・平地であるため、水害の際に車を避難させる場所がない。 ・病院や薬局、商店などが無い。
強みを活かす
・区内の家が密集しているので、集合しやすい。 ・元気な高齢者が多い。 ・看護師の方が多くいるため、災害時の救護医務班での的確な対応を期待できる。
脅威＝弱点×災害
・山が無く土砂災害の可能性がない反面、水害の際には緊急的に避難する場所がない。 ・区内の人口に対して、指定緊急避難場所となっている宮田コミュニティハウスは狭い。

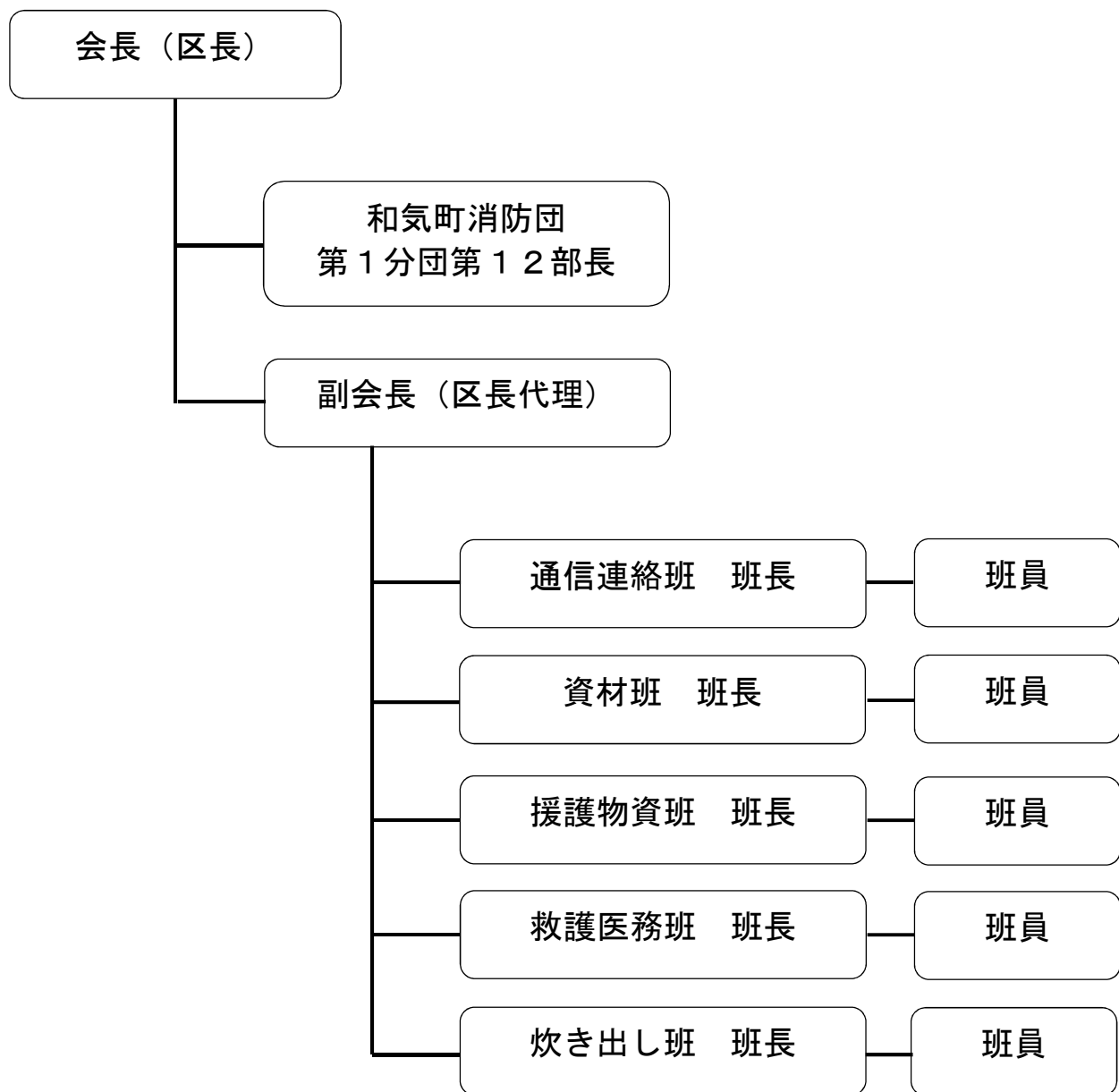
5. 宮田区自主防災会の組織図



○各班の役割

通信連絡班	・ 関係連絡機関との連絡に関すること ・ 区内放送塔の管理・伝達に関すること ・ 気象情報の収集に関すること
資材班	・ 水防資機材の調達供給に関すること
援護物資班	・ 生活必需物資に関すること ・ 義援物資の受付、配布に関すること
救護医務班	・ けが人等の応急手当に関すること
炊き出し班	・ 炊出しに関すること
和気町消防団 第1分団第12部	・ 水防、その他災害の警戒、防護等の応急対策 ・ り災者の避難、誘導、救出等 ・ 火災時の消火活動

6. 緊急連絡網



※区の役員・組長は年度ごとに交代があるため、電話番号等を記載した詳細な連絡網は別で作成する。

7. 防災体制

主な災害等の状況	和気町災害対策本部の動き	宮田区自主防災会の動き	区民の動き
・大雨、洪水注意報が発表され災害発生のおそれがあるとき ・水防団待機水位に達し、されに上昇が認められるとき	注意体制		(警戒レベル2) 大雨注意報・洪水注意報 (気象庁が発表) 避難に備え、避難場所や経路、避難のタイミングなどの再確認と避難情報の取得手段の再確認などを行う。
・暴風、大雨、洪水警報のひとつ以上が発表されたとき ・且つ、吉井川か金剛川の水位が氾濫注意水位に達したとき	警戒体制	・宮田区災対本部設置 ・会長は防災無線の電源を入れ、町災対本部との連絡体制を確保する。	
・警戒レベル3「高齢者等避難」を発令するとき。 ・土砂災害の警戒レベルが「土砂災害に警戒」、又は吉井川か金剛川の水位が避難判断水位に到達または到達する見込みの時。	特別警戒体制	・災害の規模が大きく、各班での対応が必要と判断した場合は、各班員を招集する。 ・宮田区災対本部会議の実施。	(警戒レベル3) 高齢者等避難 (和気町が発表) 高齢者等、避難に時間を要する人(要配慮者)やその支援をする人は、宮田コミュニティハウスか町の指定避難所に避難を開始する。
・警戒レベル4「避難指示」を発令するとき ・土砂災害警戒レベルが「土砂災害に厳重警戒」、又は吉井川か金剛川の水位が氾濫危険水位に到達または到達する見込みの時。	非常体制	・会長より告知放送で区民に避難の呼びかけ ・被害状況の収集、報告	(警戒レベル4) 避難指示 (和気町が発表) 速やかに避難行動を取る。災害が発生する恐れが高く、避難が難しいと判断した場合は、近隣の安全な場所や建物内のより安全な場所へ移動する。 (警戒レベル5) 緊急安全確保 既に災害が発生している状況。直ちに身の安全を確保